

# 岐阜県森林整備業務業者選定要領

(平成15年11月21日付森保第271号)

## 1. 目的

この要領は、岐阜県が発注する森林整備業務（建設工事に係るものを除く。）を行うため指名競争入札等に参加する法人等（以下「事業体」という。）の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 選定方法

事業体の選定は、公正、かつ適切な選考を期するため、「岐阜県森林整備業務契約審査会設置要綱」（平成15年6月6日付け森保第115号農山村整備局長通知）に基づく契約審査会において行うものとする。

## 3. 選定基準

事業体の選定基準は、次のとおりとし、選定は別に定める運用基準に基づき行うものとする。

### (1) 選定する事業体数

指名競争入札の場合の指名する事業体数は、岐阜県会計規則第137条第3項に基づき、おおむね5人以上選定するものとする。ただし、下記(2)施工能力を満たす事業体数が5人に満たない場合は、3人以上とする。

やむを得ず随意契約を行う場合は、岐阜県会計規則第140条、第140条の2及び第141条に基づき契約を締結することとする。

### (2) 施工能力

- ①国、地方公共団体、公社及び独立行政法人森林総合研究所から受注（下請を含む。）した森林整備業務の実績（入札参加資格申請時（変更申請含む。）の前年度実績等）から見て、当該業務の施工能力を有していると認められる事業体であること。
- ②手持ち業務の状況等を総合的に判断して、工期内に確実に事業が実施できると認められる事業体であること。
- ③契約期間を通じた事業の継続性が確保されている事業体であること。
- ④法令等による処分を受け、その処分が終了又は改善されていない事業体でないこと。

### (3) 地理的条件

本店、支店、支所（従たる事務所を含む。）の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該業務を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できると認められる事業体であること。

## 附 則

この要領は、平成15年11月21日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成18年 1月30日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から適用する。